

# New-DSCJ

全日本NEW-DSCJ統一級

2019年版

## 競技関連暫定規程

New- Dancers Support Council of Japan以後を略称としてNew-DSCJと称する。

(2018年12月14日作成)

**New-DSCJ (New-Dancers Support Council of Japan) 競技規則**

**\*\*\*\*\*第1章総則\*\*\*\*\***

(名称)

第1条本規則はNew-Dancers Support Council of Japan競技規則と称する。(以下New-DSCJ 競技規則と称する)

(目的)

第2条本規則はNEW-DSCJ加盟団体が主催する競技会の中でアマチュアの部の具体的な実施方法等を定めることを目的とする。(プロフェッショナルの部は各加盟団体の競技規則に準ずる)

(公認競技)

第3条NEW-DSCJが公認する競技は次のとおりとする。

○一般級別競技(級は全国統一とし「全日本NEW-DSCJ統一級」と称する)

A級～ノービス級(以降ノービス級はN級と称す)(男女共原則年齢制限なし、女性同士有り。)

○シニア級別競技(級は全国統一とし「全日本NEW-DSCJ統一級」と称する)

シニア A～Dクラス(年内に35歳以上と30歳以上の誕生日を迎える者)

ミドルシニア A～Dクラス(年内に45歳以上と40歳以上の誕生日を迎える者)

グランドシニア A～Dクラス(年内に55歳以上と50歳以上の誕生日を迎える者)

ロイヤルシニア A～Dクラス(年内に65歳以上と60歳以上の誕生日を迎える者)

スーパーシニアオープン戦(年内に75歳以上と70歳以上の誕生日を迎える者)

○レディース競技

Aクラス～Nクラス(原則年齢制限なし。)オープン戦も可

第4条DSCJが公認する競技の種目と競技順序は次のとおりとする。

スタンダード競技はワルツ、タンゴ、ヴィニーズワルツ、スローフォックストロット、クイックステップとする。

ラテン競技はサンバ、チャチャチャ、ルンバ、パソドブレ、ジャイヴとする。

第5条

1. 競技はオープン競技とクローズド競技とに区分し、次のとおりとする。
2. オープン競技とはいかなる地域の選手の出場も認めるものをいう、ただし地域予選通過を求めることがある。
3. 公認競技は、オープン競技とすることを原則とする。
4. クローズド競技とは、指定した地域外からの選手の出場を認めないものをいう。
5. 競技をオープン競技とするか、クローズド競技とするかは主催者が決定する。  
(ただし、あらかじめNEW-DSCJの承認を得なければならない。)

(公認の申請)

第6条主催団体は競技会開催日の2ヶ月前までに必要な事項を記入した申請書をNEW-DSCJに提出し公認認可を得なければならない。

(公認料)

第7条主催団体は、別に定める公認料をNEW-DSCJに納めなければならない。

(出場の区分)

第8条公認競技会の出場区分については、次のとおりとする。

級別競技

1. 出場カップルの申し込みは、男性と女性又は女性同士とする。
2. 男性は上位級別競技区分に出場することはできるが下位級別競技区分に出場することはできない。3. 女性はいずれの級にも出場できる、但し男性役で出場する場合は2.に準ずる。
4. 同一競技会の同一部門においては、異なるリーダー又はパートナーと複数の競技区分に出場することはできない。ただし、主催者が認めた場合はその限りでない。
5. その他出場区分に於いて特に制限を設けない。

(公認級別競技の成立条件)

第9条公認級別競技の成立には以下の条件を要する。

1. 申し込み組数は、最低2組を要する。(1組でも競技実施可、但し昇級無し)
2. 当日競技成立には出場組数最低2組を要する。

(曲の演奏時間とテンポ)

第10条曲の演奏時間とテンポは次のとおりとする。

○公認競技会の決勝では、曲の演奏時間を1分30秒以上とし、予選及び準決勝では1分15秒以上とする。ただしヴィエニーズワルツとクイックステップ、パソドブレ、ジャイヴは1分以上とする。各種目のテンポは、原則として下記のテンポが望ましい。

ワルツ	(28~30)
タンゴ	(31~33)
ヴィエニーズワルツ	(58~60)
スローフォックストロット	(28~30)
クイックステップ	(50~52)
サンバ	(50~52)
チャチャチャ	(30~32)
ルンバ	(25~27)
パソドブレ	(60~62)
ジャイヴ	(42~44)

を参考とする。

#### (競技の採点方法)

第11条競技の採点方法は次のとおりとする。

- 1 競技の採点は、スケーティングシステムを採用し、準決勝まではチェック法、同点決勝及び決勝では順位法を用いる。
- 2 予選及び準決勝においては原則として出場組数の半数以上が次のラウンドに進まなければならない、ただし同点により各予選の出場組数が予定を上回った場合はその限りではない。
- 3 予選で選ぶべき選手数及びヒート数は主催側がこれを決定する。欠場によって出場組数がUP数以下となった場合は出場組数をエントリー組数とみなしてUP数を定めることができる。
- 4 決勝の選出組数は6組、準決勝は12組を原則とする。
- 5 降級対象の競技区分は、1次予選通過選手は原則として申し込み組数の50%~75%とする。ただし、申し込み15組数以下の場合は次のとおりとする。
  - 1) 13組~15組の場合は、1次予選通過選手数を10組とする。
  - 2) 7組~12組の場合は、準決勝からの開始とする。
  - 3) 主催者判断により、9組までのフリーパスの準決勝を行える。
  - 4) 6組以下(競技成立を条件とする)の場合は、決勝からの開始とする。フリーパスの準決勝を行うことも出来る。

※2)、3)、4)の場合は、出場者は降級規程に定める1次予選を通過したものとみなす。

#### (フロアの面積)

第12条公認競技会におけるフロアの面積は、原則として1組20平方メートル以上とする。

#### (昇級及び降級)

第13条公認級別競技の昇級及び降級については別に定める「NEW-DSCJ公認級別競技会昇降級規程」によるものとする、級は昇降級規程に従い出場カップルの男性女性ともに与えられる。

### 第3章主催団体の義務

#### (公認競技会の明示)

第14条主催団体はNEW-DSCJの公認を得た競技会であることを発表し、主要な印刷物等には「NEW-DSCJ公認」の文字と「認可番号」を明記しなければならない。

#### (賞状の交付)

第15条主催団体は決勝出場選手に主催者名のある賞状または、順位の証明書を交付しなければならない。(採

#### 点表の発表)

第16条主催団体は競技終了後に出場選手全員の採点結果を公表しなければならない。

#### (NEW-DSCJへの報告)

第17条主催団体は競技会終了後1週間以内に入賞選手名、出場組数及び審査員名等の主要事項をDSCJへ報告しなければならない。

## 第4章審査員

### (審査員の資格)

第18条NEW-DSCJが公認した競技会の審査員は、別に定める「New-DSCJ審査員規程」により認定を受けた公認審査員でなければならない。但し全日本NEW-DSCJ統一級公認審議委員会が認めた場合はこの限りではない。

### (審査員の人数)

第19条公認級別競技会の審査員の数は、原則として次のとおりとする。

- 1 一般級別戦、シニア戦、レディース戦は3名～7名とする。
- 2 公認級別競技以外の競技会に於いては審査員の数は特に問わない。

### (同点が出た場合の決定戦)

第20条準決勝及び決勝戦において同点が出たときに決定戦を行う場合は次のとおりとする。

- 1 スタンダード、ラテン両部門とも全種目、全審査員によることを原則とする。  
ただし、競技長と審査員長が協議し第1番目の種目のみで行うことができるものとする。
- 2 曲の演奏時間は1分以内とすることができる。
- 3 採点は順位法によるものとする。

### (所属と級)

第21条公認競技会に出場する選手の所属と級は次のとおりとする。

初期登録は自己申請級だが、昇降級規程による成績を取得した場合は年度末に新しい級が付与される。

### (選手登録)

第22条公認競技会に出場する選手の選手登録については、次のとおりとする。

- 1 公認競技会に出場申し込んだ時点で選手登録となる。
- 2 カップルは男性と女性又は女性同士とする。

### (選手登録料)

第23条出場申込＝会員登録、複数区分申込の場合下位級が登録級。(2019年登録料を無料とする)

### (ゼッケン)

第24条ゼッケンは受け取った形状やサイズを変えてはならない。

### (シード)

第25条いかなる選手も特別にシードを認められた競技会以外は、最初の予選から出場しなければならない。

### (出場の申込)

第26条公認競技の出場申込は、原則としてNEW-DSCJ標準様式とする。

全日本 NEW-DSCJ 統一級 競技会実施規定

(目的)

第1条 本規定は NEW-DSCJ 競技規則の規定に基づき、全日本 NEW-DSCJ 統一級公認競技会の運営内容について定めることを目的とする。

(適用)

第2条 本規定は NEW-DSCJ 競技規則第3条の公認競技会に適用するものとする。

第3条 本規定は2019年1月1日から試行される。

(別表1-1) NEW-DSCJ 公認競技会 (A~N) 競技種目、フィガー制限及び服装、Aクラス競技会~Dクラスに競技会に関して地域事情を考慮して同日2区分開催を可とする。  
競技種目、フィガー制限及び服装

区分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー	服装
Aクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
Bクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者に「より、種目数を定めるものとする。	自由	正装
Cクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
Dクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
Nクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装又は平服

注1：女性同士の出場は可、但し女性同士の服装は服装規定は遵守の事。

注2：服装については規則の限りではない。

(別表2-1) シニア

区分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー	服装
シニア Aクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
シニア Bクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
シニア Cクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
シニアDクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装

## (別表 2-2) ミドルシニア (M)

区分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー	服装
ミドルシニア Aクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
ミドルシニア Bクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
ミドルシニア Cクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
ミドルシニア Dクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装

## (別表 2-2) グランドシニア (G)

区分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー	服装
グランドシニア Aクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
グランドシニア Bクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
グランドシニア Cクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
グランドシニア Dクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装

## (別表 2-2) ロイヤルシニア (R)

区分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー	服装
ロイヤルシニア Aクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
ロイヤルシニア Bクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
ロイヤルシニア Cクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装
ロイヤルシニア Dクラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装

## (別表 2-2) シニアオープン

区分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー	服装
シニアオープン クラス	主催者により、種目数を定めるものとする。	主催者により、種目数を定めるものとする。	自由	正装

## 全日本 NEW-DSCJ 統一級 昇降級規定

### (目的)

第1条 本規定は NEW-DSCJ が公認する全日本 NEW-DSCJ 統一級技能 A クラス～N クラス、シニア・ミドルシニア・グランドシニア・ロイヤルシニア・シニアオープンの A クラス～D クラスとレディースに於ける登録選手の昇級及び降級の基準を明確に定めることを目的とする。

### (適用)

第2条 本規定は全日本 NEW-DSCJ 統一級競技の A クラス～N クラス、シニア・ミドルシニア・グランドシニア・ロイヤルシニア・シニアオープンの A クラス～D クラスとレディースに適用するものとする。

### (競技年度)

第3条 競技会の年度は1月1日から12月31日とする。

### (昇級)

第4条 昇級については別表1-1、1-2による。  
成績とは競技会終了後の NEW-DSCJ の公式な最終成績を指し、クラスは個人に付与される。  
昇級基準は「その年度に於ける成績とし、翌年度には繰り越さない。」

### (昇級条件)

第5条 競技成立を条件に、最低1組は昇級とする。昇級条件の最下位が同点の場合は同点の全組が対象とする。

### (降級)

第6条 降級については別表2-1、2-2による。  
成績とは競技会終了後の公式な最終成績を指し、クラスは個人に付与される。  
降級基準はその年度に於ける成績とし、翌年度には繰り越さない

### (昇降級優先順位)

第7条 競技成績結果が昇級基準と降級基準の両方に関わった場合は昇降級の上位のクラスを優先する。

### (降級特別措置)

第8条 出産、怪我及び疾病（医師の診断書が必要）により1年以上の療養を要する場合、1年以上の海外出張（勤務先の証明書が必要）などで競技会に出場できない場合は登録更新までに NEW-DSCJ の本部に申請し、妥当と認められた場合に限り降級規定は適用されない。

### (施行)

第9条 本規定は2019年1月1日より施行される。

(公認クラス別競技 昇級基準)



別表 1-1 (一般クラス別競技)

昇級	昇級基準	昇級期日
Nクラスから Dクラスへ	Nクラス戦に於いてエントリー組数の 20%以内の順位を得た時(端数切上)最大6位まで	即日昇級
下位クラスから Cクラスへ	Dクラス以下の登録選手がDクラス以上に出場しエントリー組数の20%以内(端数切上)(最大6位まで)の成績を年間決勝入賞2回で上位クラスに昇級。	1月1日
下位クラスから Bクラスへ	Cクラス以下の登録選手がCクラス以上に出場しエントリー組数の20%以内(端数切上)(最大6位まで)の成績を年間決勝入賞2回で上位クラスに昇級。	1月1日
下位クラスから Aクラスへ	Bクラス以下の登録選手がBクラス以上に出場しエントリー組数の20%以内(端数切上)(最大6位まで)の成績を年間決勝入賞2回で上位クラスに昇級。	1月1日
Aクラスから SAクラスへ	NEW-DSCJ 全国メイン競技会の内、年度内に4回以上の優勝または決勝で日本人 Top の成績を収めたカップル、あるいは同等以上の成績を有し、ホールームダンス会の発展に寄与されたと認められた場合(審査必須)	1月1日

別表 1-2 (シニア系競技)

昇級	昇級基準	昇級期日
下位クラスから 各Cクラスへ	シニアDクラス戦及びシニア上位クラスに於いて、年間決勝入賞2回で上位クラスに昇級。	即日昇級
下位クラスから 各Bクラスへ	シニアクラスC戦及びシニア上位クラスに於いて、年間決勝入賞2回で上位クラスに昇級。	1月1日
下位クラスから 各Aクラスへ	シニアクラスB戦及びシニア上位クラスに於いて、年間決勝入賞2回で上位クラスに昇級。	1月1日

(公認クラス別競技 降級基準)

別表 1-1 (一般クラス別競技)

降級	降級基準	降級期日
SAクラス	降級はしない。但し、カップルを解消した場合は返上する	
Aクラスから Bクラスへ	1年間を通じて「Aクラス競技会」に於いて 1次予選を2回通過しなかったとき。	12月31日
Bクラスから Cクラスへ	1年間を通じて「Bクラス競技会」に於いて 1次予選を2回通過しなかったとき。	12月31日
Cクラスから Dクラスへ	1年間を通じて「Cクラス競技会」に於いて 1次予選を2回通過しなかったとき。	12月31日
Dクラスから Nクラスへ	1年間を通じて「Dクラス競技会」に於いて 1次予選を2回通過しなかったとき。	12月31日

注1: 同点の場合は、同点の全組が対象となる。

注2: 申し込み組数は問わないものとする。

注3: 準決勝から始まる場合は予選を通過したものとする。

注4: NEW-DSCJ 全国メイン競技会とは NEW-DSCJ が毎年度発表する NEW-DSCJ 公認全国メイン競技会とする。

別表 2-2 (シニア系競技)

降級	降級基準	降級期日
各 A クラスから各 B クラスへ	各 A クラス競技会に 1 次予選を 2 回通過しなかったとき。	1 2 月 3 1 日
各 B クラスから各 C クラスへ	各 B クラス競技会に 1 次予選を 2 回通過しなかったとき。	1 2 月 3 1 日
各 C クラスから各 D クラスへ	各 C クラス競技会に 1 次予選を 2 回通過しなかったとき。	1 2 月 3 1 日
シニア D クラス	シニア D クラスの降級はないものとする。	



2019年版 競技関連暫定規定集

発行日 2018年12月14日

発行所 New-DSCJ (New Dancer Support Company Japan)

442-0028 愛知県豊川市東桜木町125

New-DSCJ 採点管理部